

平成29年7月三木市教育委員会（定例会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成29年7月28日（金）午後2時00分
- 2 閉 会 平成29年7月28日（金）午後5時10分

◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 請 願
 - 請願第1号 松本教育長の懲戒処分を求める請願について（平成29年6月9日付けで受理したもののうち、継続審査としたもの）
 - 請願第2号 市立三木幼稚園の存続延長に関する請願について（平成29年6月13日付けで受理し、継続審査としたもの）
- 5 議 案
 - 議案第6号 市立三木幼稚園の4歳児の募集について
 - 議案第7号 平成30年度使用教科用図書（小学校特別の教科 道徳）の採択について
- 6 協議事項
 - 協議事項5 三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 協議事項6 三木市教育委員会請願等取扱要綱の制定について
 - 協議事項7 教育委員会会議に付すべき事件のうち非公開となる可能性がある案件の事前告知について
 - 協議事項8 平成28年度の三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書（案）について
- 7 報告事項
- 8 その他

次回教育委員会定例会の開催日時について

9 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教育長職務代理者	里見俊實
	2番	委員	井口徹
	3番	委員	石井ひろ美
	4番	委員	浦崎秀一
	5番	委員（教育長）	〔不在〕
事務局		教育長職務代行者教育企画部長	西本則彦
		こども未来部長	椎木栄作
		こども未来部参与	岩崎恵
		教育政策課長	降松俊基
		教育環境整備課長	安福亮博
		文化スポーツ振興課長	高嶋信行
		図書館長	伊藤真紀
		学校教育課長	横田浩一
		教育センター所長	大東豊
		就学前教育・保育課長	正心均
		子育て支援課長	井上典子
		参与兼企画調整課長	藤原幸彦
		教育政策課主査	能出真一
		教育政策課主任	橋本祥子
傍聴者	5人		

1 開 会

教育長職務代理者が、平成29年7月三木市教育委員会定例会の開催を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

教育長職務代理者が、本日の会議の会議録署名委員に、井口委員と浦

崎委員を指名した。

3 会議録の承認

平成29年6月定例会（21日開催）の会議録の承認について、教育長職務代理者が委員に諮ったところ、里見教育長職務代理者から一部内容について修正を求める発言があった。教育長職務代理者がこのことについて委員に諮り、全員一致で承認された。

4 請 願（議案第6号を含む。）

【請願第1号】

松本教育長の懲戒処分を求める請願について（平成29年6月9日付けで受理したもののうち、継続審査としたもの）

○降松教育政策課長が次のように説明した。

松本教育長の懲戒処分を求める請願について（平成29年6月9日付けで受理したもののうち、継続審査としたもの）、三木市教育委員会会議規則第33条第2項の規定により、委員会の採決を求める。継続審査の請願項目は、次の1点である。

「松本教育長の懲戒処分に関することについて」

前回の定例会では、松本前教育長は在職しており、幹部慰労会問題の関係職員の懲戒処分に関し、6月市議会において、井上前副市長が「三木市賞罰審査委員会で処分を検討するが、組織の構成に外部委員を入れるかどうかを含めて時期を検討する。それに数か月は要する。」と答弁したため、その動向を注視する必要があること、また松本前教育長の処分は他の関係者との均衡を図るため、市長部局の三木市賞罰審査委員会に諮問する予定であったことから、継続審査としていた。

その後、7月3日付けで松本前教育長が退職したことで、状況が変わった。地方公務員法第27条では、分限及び懲戒の基準が規定されている。逐条解説によると、懲戒処分は、特定の者の間における勤務関係において、その秩序を維持するための制度であり、その

存在を前提として発動されるものであることから、その関係が消滅した時は懲戒処分を行うことはできない、とある。つまり、退職した者については、懲戒処分を行うことができないこととなり、この請願項目自体、現状においては実現不可能となっていることをご承知おきの上、審議願う。

(里見教育長職務代理者) 懲戒処分について、地方公務員法で規定されているため、趣旨承認(請願の趣旨は理解できるが、実現することが困難なもの又は必要でないもの)として採決してはいかがかと思う。委員の意見をお聞かせ願う。

(井口委員) 法律上そのように規定されているのだから、支持する。

(石井委員) 松本前教育長から、前回の定例会の場で、全て説明いただいたので、支持する。

(浦崎委員) 教育委員会とて、皆個々に努力しているが、この一件で全体のイメージを悪く捉えられかねない。正直なところ、職を退いて全て終わりかと、腹立たしく、割り切れない部分がある。

(里見教育長職務代理者) 松本前教育長の教育行政に対する姿勢には、敬意を表する。しかし、教育長として、虚偽の答弁をし、真実を隠し続けてきたことは、非常に残念であった。

教育長職務代理者が、請願第1号について採決を行い、趣旨承認とした。

(里見教育長職務代理者) 請願第2号と議案第6号は密接な関係があるため、一括して審議することとする。

【議案第6号】

市立三木幼稚園の4歳児の募集について

○正心就学前教育・保育課長が次のように説明した。

市立三木幼稚園の4歳児の募集について、三木市教育委員会の権

限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第3条の規定により、委員会の議決を求める。

幼保一体化計画では、市立三木幼稚園については、平成30年度の4歳児は、募集停止としていたが、就園見込みにおいて、当該幼稚園に入園できないと予想される4歳児児童を、他の第1園区内の認定こども園では、すべての児童を受入れることができないと予想されるため、来年度も引き続き募集することとする。

なお、平成31年度以降の取扱いについては、児童数の状況を勘案し、別途検討する。

【請願第2号】

市立三木幼稚園の存続延長に関する請願について（平成29年6月13日付けで受理し、継続審査としたもの）

○正心就学前教育・保育課長が次のように説明した。

市立三木幼稚園の存続延長に関する請願について（平成29年6月13日付けで受理し、継続審査としたもの）、三木市教育委員会会議規則第33条第2項の規定により、委員会の採決を求める。継続審査の請願項目は、次の2点である。

- (1) 三木市は、三木幼稚園の運営を、平成30年度以降も当面の間現行通り存続してください。
- (2) 三木幼稚園の存続延長を可能な限り早い時期に決定し、広く市民に対し公開してください。

(井口委員) 議案について、事務局案を支持する。

(石井委員) 議案について、基本的には事務局案を支持する。幼保一体化計画は、社会情勢に応じて見直すこととなっているが、早い段階から数値が出て方向性が示されれば、保護者にとって安心感に繋がる。これから廃園を控えている幼稚園や保育所もあるため、請願が出て、同じようなことが繰り返されれば、三木市の方向性も揺らいでくる。事務局において、児童数の状況や方向性を公表する仕組みづくりをされるべきではないか。

(浦崎委員) 児童数の状況から、4歳児の募集停止を延期せざるを得

ないと考える。

(里見教育長職務代理者) 平成30年4月に4歳児を受入れると、その児童を5歳児まで、つまり2年間面倒を見ることになるが、廃園の時期を延期するということか。

(正心就学前教育・保育課長) そのとおりである。募集停止を1年遅らせることで、廃園時期も1年延期となる。

(里見教育長職務代理者) 平成31年度以降の取扱いは別途検討とのことだが、毎年見直すことは、市民に常に不安を残すことになるため、数年まとめて見込むことはできないのか。

(椎木こども未来部長) 0歳から5歳までの児童数は、幼保一体化計画においては、毎年減少していくと予想していたが、現在は増加してきている。その受け入れ施設として対応していくという意味での、今回の4歳児募集の停止延長である。したがって、その先は動向を読まないで判断しきれないのが正直なところである。

(里見教育長職務代理者) 児童数は転入、転出があるとはいえ、3、4年先は見込めるのではないか。それとも来年もこの時期にならないと見込めないということか。

(椎木こども未来部長) 児童数増加の一因として、年々転入者が転出者よりも増加していることが挙げられる。ただし、この状況が毎年続くのかどうか、この時期にならないと読み切れない。

(石井委員) 市の方向性が示されないと、保護者としても、預けることができるか見込みが立てられないため、事務局の考えは甘いのではないかという印象である。

民間の認定こども園において、4歳児からもスムーズに入園することができれば、このような状況にはならなかっただろう。民間の認定こども園の保育教諭の採用状況等、市は情報共有されているのか。

(椎木こども未来部長) 公立、民間ともに入園調整は、就学前教育・保育課が窓口となって行っており、受入状況や保育教諭について情報共有している。

(里見教育長職務代理者) 幼保一体化計画に則り、三木市幼保連携型認定こども園教育・保育共通カリキュラムを策定し、公立、民間ともに協力して、就学前教育・保育を行う体制を築いているのに、市が計画内容を頻繁に変更することは、約束違反にはならないか。

他市の状況を見ても、認定こども園へ移行し、就学前教育は無償化に移ろうとしている。三木市は、廃止できるところは廃止し、その結果として削減された市の予算を保育料無償化に充てるなど、我々は総合的な判断を行わなければならない。しかし、どこでバランスをとるかも重要であるが、今の転入、転出の状況を見ると、判断は難しいと思うが、3年位先まで安心して、入園してもらおうとしてはどうか。

(椎木こども未来部長) 年度途中で就園申込が増加している状況であり、幼保一体化計画の方向性は維持していくという建前は保ちながら、一方において、受け入れ先を確保することは、公としての責任であるため、この度の判断を行った。現時点でこの先2、3年を見込むことは難しいという状況であると答えざるを得ない。全体的な受け入れ先の状況は、公立、民間ともに情報共有している。

(石井委員) 1年後同じ時期に、同じ問題が出て、議論をすることになる懸念はある。

(椎木こども未来部長) 基本的には、毎年見直すことが当たり前ではなく、来年度1年募集停止を延長することを踏まえて、調整を重ね、極力幼保一体化計画に則ったものを優先していく。

(里見教育長職務代理者) 一番の問題は、転出入か。第2園区から第1園区へ園区越えをしている児童が多いと以前報告があったが、現在の状況はどうか。

(正心就学前教育・保育課) 現在第2園区から第1園区に行かれているのは165名、第1園区から第2園区に行かれているのは56名、差引き109名である。

(里見教育長職務代理者) それも大きな要因であると考えられる。園区がありながら、園区越えを認めることは仕方がないことなのか。園区についての指導状況はどうなっているのか。

(椎木こども未来部長) 幼保一体化計画では、小学校へのスムーズな進級のための連携を行うため、極力園区内で就園していただくことを謳っているが、保護者の送迎や通勤等の都合により、第1園区に集中していることも確かである。

(石井委員) 第2園区は、空きがあるということか。

(正心就学前教育・保育課) 7月1日時点では、ほとんどの園でほぼ定員に近い数となっている。

(里見教育長職務代理者) 第1園区全体の定員、規模が足りていないということか。一番大切なのは、保護者が預けたい所を第一優先で考えることである。議案では、平成30年度のみだけ挙がっているが、請願では「平成30年度以降も当面の間」とある。この議案を議決することで、請願に対してお答えすることになるのか。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 請願の「当面の間」という部分を、平成30年度の1年は延長する、と解釈すれば、議案第6号について原案可決いただくと、請願項目(1)、(2)ともに承認になる。

教育長職務代理者が、議案第6号について採決を行い、原案のとおり、可決された。

教育長職務代理者が、請願第2号について採決を行い、請願項目(1)、(2)ともに承認とした。

5 議 案

【議案第7号】

平成30年度使用教科用図書（小学校特別の教科 道徳）の採択について

○横田学校教育課長が次のように説明した。

平成30年度使用教科用図書（小学校特別の教科 道徳）の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条の規定により、委員会の議決を求める。

これまでの経緯として、6月の定例教育委員会の協議において、委員の皆様からご意見をいただいた。北播磨採択地区協議会が7月14日に開催され、調査委員会における調査の報告と、採択に係る協議が行われた。調査委員会では、教科書本体の大きさ、活字の大きさ、読みやすさ、挿絵の配置、色使い、教材（いじめ問題、兵庫県ゆかりのもの、阪神淡路大震災を取り扱ったもの）の取扱いと分量等細部まで調査され、採択候補として3社に絞られた。別冊ノートは、採択においての判断材料とはなっておらず、あくまでも資料本体の中身を重視し、児童の成長を促すことを考慮している。各社の報告書は別添のとおりである。

協議会での協議結果に基づき、作成された採択理由書（案）には、当該教科書を採択する理由が記載されている。

（井口委員）採択される教科書の報告書では、別冊ノートについて、書き込む項目が多すぎるとあるが、私は妥当だと感じる。学校でどのように活用されるか、また、評価をどうするかが問題になってくると感じる。

（石井委員）別冊ノートは、道徳の授業の中でどのように使用されるのか。

（西本教育長職務代行者教育企画部長）北播磨採択地区協議会において、別冊ノートは、子どもの思考を誘導することになりかねないため、取扱いをどのように考えているか調査員に尋ねたところ、採択はあくまで教科書重視であり、別冊ノートは使用する学年や

クラスごとに取捨選択し、十分留意しながら柔軟に対応して欲しいとご意見をいただいた。

(里見教育長職務代理者) 北播磨採択地区協議会において、採択までの経緯をまとめたものを添付されたい。また、採択理由書(案)に「多くの優れた点があり、北播磨地区の児童の実態に即し、適している」とあるが、具体的にどう適しているのか、詳細を記すべきである。

(石井委員) 道徳が教科化となることで、課題として家庭に持ち帰り、家庭の価値観や道徳観を児童と保護者が一緒に考え、コミュニケーションをとる機会となることを期待する。そうすることで、教師にとっても、各家庭の状況等を把握できる1つの判断材料となるのではないかと感じる。

(横田学校教育課長) 従来、道徳の指導は、資料を読み物として扱っている指導が行われることもあったが、教科化となったことで、考え、議論することをめざす。その過程の中で、体験学習等、様々な手法を取り入れるための指導方法を工夫していく。

教育長職務代理者が、議案第7号について採決を行い、原案のとおり、可決された。

6 協議事項

【協議事項5】

三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○降松教育政策課長が次のように説明した。

前回の6月定例会でご協議いただき、その際のご指摘を基に、規則第2条第1項第3号を、「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、廃止し、又はその方針を決定すること。」に改正した。また、規則第2条第1項第7号として、「教育に関する新たな制度を創設する際の方針を決定すること。」を追加した。

(井口委員) 規則第2条第1項第8号について説明して欲しい。

(降松教育政策課長) 教育委員会の事務を市長部局へ委任又は補助執行させる規定の現行規則第2条第1項第7号と、市長部局の事務を教育委員会へ委任又は補助執行させることに同意等する規定の現行規則第2条第1項第8号を、根拠法令である地方自治法を用いて、1つにまとめたものである。

(石井委員) 規則第2条第2項には、数ある事務のうち、その他の重要なものを限定して加えるという意味か。

(降松教育政策課長) そのとおりである。教育長に委任された事務を、教育委員会会議において全て報告することはできないので、改正規則で掲げた7項目と、教育長が重要と判断したものは報告事項とすることとした。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 規則第2条第1項で掲げた13項目は、教育委員会に諮る議決事項とし、それ以外の事務は、教育長へ委任すると規定している。規則第2条第2項で掲げた7項目は、改正前は教育委員会の議決事項としていたため、特に報告する項目として挙げている。

(里見教育長職務代行者) 新教育委員会制度への移行に伴い、うまく整理していただいたと感じる。今後の予定はどうなるのか。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 新教育長が選任された後、議案として提出する。

【協議事項6】

三木市教育委員会請願等取扱要綱の制定について

○降松教育政策課長が次のように説明した。

教育委員会に対する請願又は陳情の取扱いについて、三木市教育委員会会議規則に定めるもののほか、必要な事項を定める必要があるため、三木市教育委員会請願等取扱要綱を制定する。要綱の主な

内容として、請願等の取扱いについて、教育委員会会議への報告、審議及び採決の方法を定める。施行期日は、教育委員会で議決後、速やかに施行する。

(井口委員) 第4条において、請願等の採決に当たり、審議を行うことと、審議しないものが規定されているが、請願等を受理した後に、決定するのか。

(降松教育政策課長) そのとおりである。三木市教育委員会会議規則第32条で、形式的要件が整っている請願等は、全て受理することと規定されているため、受理した後に、教育委員会において審議するかどうかを決定する。

(石井委員) 趣旨の陳述は、請願者が希望すればその場を設けるということか。また、請願等があれば、毎回陳述の時間を設けるのか。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 教育委員会会議規則第33条第3項で、教育委員会として、意見を聴取した上で判断する必要があると認めた場合に限り、陳述人として出席いただくことを規定している。

(里見教育長職務代行者) 審議しないと決定した請願等については、請願者に対してどのような通知を出すのか。

(降松教育政策課長) 第4条第3項において、理由を付して請願者に通知する旨を規定している。

(里見教育長職務代行者) 審議しないものについて、受理の段階で第4条第2項に規定した8項目に該当するかどうかの判断をすることはできないのか。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 実際窓口において、判断をすることは厳しいと考える。

【協議事項7】

教育委員会会議に付すべき事件のうち非公開となる可能性がある
案件の事前告知について

○降松教育政策課長が次のように説明した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び三
木市教育委員会会議規則第5条の規定により、会議の非公開は議決
事項であるが、傍聴者等を考慮し、招集告示により、非公開となる
可能性を明示して告示するものである。

(里見教育長職務代理者) 会議は原則公開であるが、非公開となる可
能性が高い案件について、事前に告示することで、傍聴者等へ配
慮することができる。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 会議の公開、非公開は、議決
事項であるが、告示日までに招集いただくことは困難なため、事
務局で判断し、明示させていただくことになるがそれでよいか。

(里見教育長職務代理者) 新教育委員会制度に移行し、新教育長が就
任されれば、教育委員会はその方が主催することとなるため、新
教育長と事務局で判断されるべきである。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 次回の告示から、事前告知を
行う。

【協議事項8】

平成28年度の三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に
関する点検・評価報告書(案)について

○降松教育政策課長が次のように説明した。

平成28年度の点検・評価について、昨年度からの変更点を中心
に説明する。「はじめに」の部分では、冒頭で、三木市教育大綱の
策定を踏まえ、第2期三木市教育振興基本計画を策定したことや、
重点施策の総括を述べている。施策の点検・評価では、第2期三木
市教育振興基本計画で設定した数値目標に対する実績を表記し、達
成度合いを評価、分析し、その成果と課題を記載している。また、

市長の権限に属する事務で教育委員会事務局職員が補助執行している事務については、昨年度から引き続き、点検・評価の対象とする。また、最終ページには、外部評価者の評価を記載する予定で、原稿の完成後、昨年度と同様、京都教育大学教授の竺沙知章先生、兵庫教育大学大学院非常勤講師の廣岡徹先生に依頼する。今後のスケジュールとして、8月の定例会で概要版も含めて、再度ご協議いただき、9月に議案として提出させていただく。

(井口委員) 目次のページと実際のページに整合がとれていない。また、数値目標における成果と課題で「工夫が必要です。」「大切だと思われまます。」等の記載が見られるが、他人事のように聞こえる。それを認識した上で、今後どう取り組もうとしているのかを記載してほしい。

(里見教育長職務代理者) 「はじめに」で、文化芸術賞及び文化芸術奨励賞について記載しているが、各論の部分では記載がない。逆に、各論では、三木市PR事業としてゴルフの大会を開催した記載があるため、冒頭でも記載すべきである。新規の事業等、話題になるもの、重点的な施策は記載して欲しい。

また、全体的に、数値目標を入れることによって、迫力が出てきたという印象である。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 第2期三木市教育振興計画において、数値目標を掲げており、進行管理は、点検・評価で行うと明記しているため、追加している。

(降松教育政策課長) ご指摘を基に修正する。

6 報告事項

(1) 被顕彰者の決定について

○大東教育センター所長が次のように報告した。

青少年補導員5年以上在職され、青少年補導委員会理事として活動いただいた井上浅彦様に、三木市教育委員会顕彰規則の規定に基づき、感謝状を贈呈した。

(2) 教育環境整備課報告事項

○安福教育環境整備課長が次のように報告した。

小中学校・特別支援学校の施設整備工事の契約をそれぞれ締結し、全て工事に着工している。

また、平成29年度三木市教育委員会奨学生について決定した。申請者341名のうち、採用者320名、不許可（世帯の所得が基準を超える者）16名、保留（書類不備等）5名である。給付予定額は、29,124,000円である。

(里見教育長職務代理者)奨学金給付予定額の財源内訳について問う。

(安福教育環境整備課長)全て市費であり、現行予算の中で執行予定である。

(里見教育長職務代理者)国費も県費も入っていないということか。奨学金の給付は、国や県でやるべきではないか。

(安福教育環境整備課長)国や県にも制度があり、利用されている方がいるが、市としても独自の事業として行っているものである。

(3) 文化スポーツ振興課報告事項

○高嶋文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

青少年芸術祭2017 第31回三木市吹奏楽祭を三木市文化会館で7月23日に開催し、参加者は1,172名（一般来場者781名、出演者391名）であった。みき歴史資料館では、夏休みこども歴史教室を7月23日に開催し、参加者は6名であった。今後の予定は、ご覧のとおりである。

(4) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

第1回図書館協議会を6月30日に開催した。中央図書館まつり（開館2周年事業）を7月1日、2日に開催した。吉川図書館では、おっちゃんのお読み聞かせ会を7月8日に（参加者17名）、えいごのおはなし会を7月9日に（参加者18名）開催した。

今後の予定として、三木飛行場展～三木市にあったもう一つの滑

走路～を7月20日から8月20日にかけて中央図書館で開催する。また、夏休みの子ども達に向けたイベントとして、中央図書館では、わくわく夜の図書館を8月3日に、吉川図書館では夏休みおはなし会を8月6日に、ぬいぐるみのおとまり会を8月26日に開催する。一日図書館員を8月21日から23日にかけて各図書館で開催する。

(5) 学校教育課報告事項

○横田学校教育課長が次のように報告した。

第4回定例校園長会を7月5日に開催した。中学校の環境整備に関するアンケートを口吉川地区、細川地区、志染地区、星陽中学校、志染中学校で実施した。8月にかけて回収し、9月に集約、分析を行う。その他の学校主要行事や今後の予定は記載のとおりである。

(井口委員) 夏休み富士山チャレンジ自然体験について問う。

(横田学校教育課長) 始まって3回目となる事業で、これまでは小学6年生を対象としていたが、小山町の意向で今年度から中学生が対象となった。中学生16名が参加する。

(6) 教育センター報告事項

○大東教育センター所長が次のように報告した。

教育センターの定例事業はご覧のとおりである。今後の予定として、専門研修講座を各日程のとおり、夏休みの期間に集中して開催する。

青少年センターの事業では、ネット見守り隊パトロール報告問題事案は1件であった。今後の予定として、みっきい夏まつり特別補導を7月29日に実施する。

次に、ネット見守り隊パトロール報告(2月から6月分)で重要事案があったため、報告する。学校内携帯持込事案及び深夜外出事案については、校長に学校の実態に応じて平素からの指導を依頼している。その他の事案として、SNSや動画サイト「ミックスチャンネル」に写真や動画の投稿が増加していること等について、情報提供として校長に報告している。

(7) 就学前教育・保育課報告事項

○正心就学前教育・保育課長が次のように報告した。

合同就職説明会が6月22日にかじやの里メッセみきで開催され、保育教諭の募集で参加し、面接者は3名であった。第4回三木市保育協会理事会を7月6日に開催した。今後の予定として、第5回保育協会理事会を8月7日に開催する。園長、事務長研修会を8月30日に開催する。

次に、上の丸保育所の耐震診断について報告する。上の丸保育所の耐震化を求める会より、上の丸保育所を一般診断法により耐震診断されている。市として、より正確に補強の必要性の診断をするため、精密診断法による耐震診断を行う。診断後、掘削しない補強工事が可能ならば、補強計画を立て、兵庫県耐震診断改修計画評価委員会の評価を受けた上で、実施設計を行う。精密診断法による診断の概要、期間、金額はご覧のとおりである。予算については、現計予算で対応し、9月議会に補正予算を提出する。

○安福教育環境整備課長が次のように報告した。

上の丸保育所の精密診断法による金額について補足する。実施設計の金額は最低金額として見込んだものであり、今後構造躯体調査を行い、補強部分が増えれば、設計金額も増えるため、増額となる可能性がある。

(浦崎委員) 合同就職説明会で面接された3名は、今後どのような対応となるのか。

(正心就学前教育・保育課長) 登録し、随時入っていただく現場が決定次第調整する。

(里見教育長職務代理者) 上の丸保育所の耐震診断について、補助執行は教育委員会として決定することではないが、直接意思決定を下すのは、市長部局のどの部署になるのか。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 補助執行の市長部局の総合窓口は、企画管理部企画調整課である。実際に補助執行で事務を行っているのは、教育委員会であるが、今回の耐震診断は、直接市長と協議し進めているものである。

(9) 子育て支援課報告事項

○井上子育て支援課長が次のように報告した。

夏休みアフターの利用率は、全体の約4分の1（23パーセント）である。保護者負担金減免者数は、生活保護受給による減免3名、市民税所得割非課税による減免69名である。今後の予定として、第1回みきっ子未来応援協議会を8月1日に開催する。

7 その他

次回教育委員会定例会の開催日時について

教育長職務代理者が、次回の教育委員会定例会の開催予定日時について諮り、平成29年8月23日、午後2時30分から開催することを決定した。

8 閉 会

教育長職務代理者が、平成29年7月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。